

重点医師偏在対策支援区域に医師派遣する派遣元  
医療機関支援事業に係る補助対象等について

1 補助対象事業

次の(1)～(3)のすべてに該当する事業

(1) 以下のいずれかに該当する医療機関へ新たに医師を派遣する病院

派遣先医療機関	
病院	1 医師少数区域に所在 2 医師少数スポットに所在
診療所	1 休日夜間急患センター 2 分娩を取り扱う産科 3 2以外の有床診療所

(2) 以下のいずれかに該当する派遣形態であること

- ・常勤として一定期間継続して派遣
- ・兼業許可等により定期的に非常勤職員として派遣

(3) 派遣元医療機関から派遣先医療機関への医師派遣人数(人日換算)が令和7年度より増えたもの

2 補助対象経費及び基準額

令和7年度より医師派遣人数(人日換算)が増えた分について、医師派遣に要する費用の支援を行う。補助額の上限は、「対象経費」の実支出額と「補助基準額」とを比較して少ない方の額に「補助率」を乗じて得た額とする。

対象経費	補助基準額	補助率
支援区域内の医療機関への常勤医師や代診医等の医師派遣に必要な次に掲げる経費 職員基本給、職員諸手当、 非常勤職員手当、報償費、諸謝金、 旅費、備品費(単価50万円未満に限る。)、消耗品費、 材料費、印刷製本費、 通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、 社会保険料、雑役務費、委託費	61,000円×延日数	3/4

3 留意事項

(1) 以下に該当する医師派遣は対象外であること。

- ア 歯科医師の派遣
- イ 派遣先医療機関と派遣元医療機関のいずれか一方又は両方が以下に該当する
  - ・企業、工場、特別養護老人ホーム等に設置されている
  - ・主に自由診療(保険外診療)を行っている
- ウ 特定機能病院からの医師派遣
- エ 同一開設者間での医師派遣
- オ 宿日直を行うための派遣

(2) 本事業の支援対象となる医療機関に対しては、医師派遣にかかる費用について、地域医療介護総合確保基金による支援はできないこと。

#### 4 提出書類

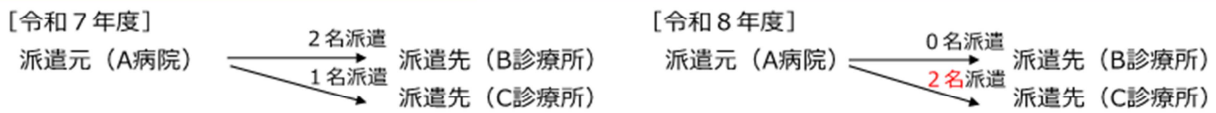
- ・重点医師偏在対策支援区域の医療機関に医師派遣する派遣元医療機関支援事業実施計画【様式7】
- ・所要額明細書【様式8】
- ・基準額算出調書【様式9】

#### 5 その他参考資料（国資料）

○ **派遣元医療機関において、令和7年度より医師派遣している人数（人日換算）が増えた分**を対象とする。

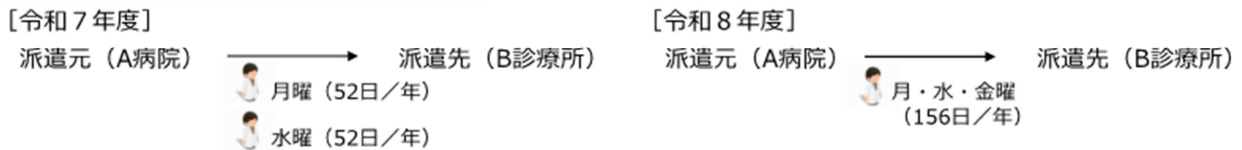
※増加の判断は、派遣先医療機関ごとに行う。

##### 事例1：新たな医師派遣（増加）の考え方



⇒ C診療所への派遣人数は増加（1名→2名）しているため、この1名分は対象となる。

##### 事例2：人日換算の考え方



⇒ 令和7年度は2人日、令和8年度は3人日となるので、1人日増えている。  
よって、基準額は  $61,000円 \times (156日 - 104日) = 3,172千円$  となる。

○ 対象経費となる「医師派遣に要する経費」は、以下のものが考えられる。

- ・本来、当該派遣医師から得られた診療報酬分の収入減 (※)
- ・当該派遣医師がいなくなることによる、他の医師への負担 (残業代など)
- ・新規に医師を雇用する際にかかる費用 (広告料、研修費用など) 等

※医師1人が1か月にあける利益の計算例

$$\frac{\text{年間診療収益 (入院・外来)} - \text{年間経費 (医療職人件費 + 材料費 + その他の経費)}}{\text{医師数 (常勤 + 非常勤)}} \times 1/12$$